

# 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的 及び 事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般の人々に対して歩くスキーに親しむ機会を提供するとともに、歩くスキーの指導者の育成及び環境保全の普及に関する事業等を行い、もって、生涯スポーツとしての歩くスキーの普及と、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 各レベルに合わせた、歩くスキーの実践の場を提供する事業
- ② 歩くスキー技術の講座、研修事業
- ③ 健康、体力づくり事業
- ④ 環境保全事業、周辺美化活動
- ⑤ 歩くスキー等に関する相談事業
- ⑥ 歩くスキー等に関する普及啓発事業
- ⑦ 歩くスキー以外のスポーツ振興事業
- ⑧ スキー用品等の物品販売に関する事業
- ⑨ スキー用品等の物品貸付に関する事業

## ⑩ その他目的達成に必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し会の運営に協力する個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同し事業に参加もしくは協力する個人及び家族並びに団体とし、次の3種とする。
  - ①一般個人会員：1名単位とする。
  - ②一般家族会員：1家族単位とする。
  - ③一般団体会員：5名以上または団体単位とする。

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長へ提出する。理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び会費の種類、金額、納入方法等は、総会の議決を経て別に定める。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 年度を越えて会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第12条 既納の入会金及び会費並びにその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役 員 等

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 1名以上 3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事のうち、副理事長3名以内及び事務局長を置くことができる。／

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。選任の方法は総会の議決を経て別に定める。

- 2 理事長及び副理事長並びに事務局長は理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／
- 3 理事長及び副理事長以外の理事は代表権を有しない。／
- 4 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき、又は欠けたときは席次の順に従いその職務を代行する。／

- 5 事務局長は事務局を代表し、この法人の事務局業務を処理する。／
- 6 監事は、法第18条に定める職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
  - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において三分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、役員の総数の3分の1以下の範囲内で、常勤の役員は有給とすることができます。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(執行委員会)

第20条 この法人に執行委員会を置くことができる。

- 2 執行委員会は執行委員で構成される。
- 3 執行委員長は1名、副執行委員長は2名以上4名以内、その他の執行委員は8名以上12名以内とし、理事会の議決を経て理事長が指名する。
- 4 執行委員会は理事会の議決に基づき、この法人の日常の業務を執行する。
- 5 執行委員会の組織、運営については、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局)

第21条 この法人に、事務局長以外の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任命する。
- 3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(顧問等)

第22条 この法人に、名誉理事長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉理事長は、理事長経験者より、顧問は、貢献のあった者、参与は、この法人の運営に特に必要な学識経験者で、理事会の推薦により総会において承認された者とする。

## 第5章 総 会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第25条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。  
第51条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 執行委員会の組織及び運営
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

)  
(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人  
以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産 及び 会計

### (資産の構成及び区分)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種と  
する。

### (資産の管理)

第 42 条 この法人の 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を  
経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うもの  
とする。

### (会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種  
とする。

### (事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、  
総会の議決を得なければならない。

### (暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、前事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終る。

(臨機の措置)

第51条 予算をもつて定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。



- (1) 目的 ✓
- (2) 名称 ✓✓
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ✓
- (4) 主たる事業所及び從たる事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）✓
- (5) 社員の得喪に関する事項 ✓
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）✓
- (7) 会議に関する事項 ✓
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項 ✓
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）✓
- (10) 定款の変更に関する事項 ✓✓

#### （解散）

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 ✓

#### （残余財産の帰属）

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散の総会で選定した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

#### （合併）

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。



## 第9章 公 告 の 方 法

### (公告の方法)

第56条 この法人の公告は、特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の掲示場等に掲示して行う。

## 第10章 雜 則

### (雑則)

第57条 この定款の施行について必要な事項と細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 第11章 支援委員会及び専門家会議

### (支援委員会及び専門家会議)

第58条 この法人に支援委員会及び専門家会議を設けることができる。

- 2 支援委員会は、この法人への資金確保の方策の検討等を行う。
- 3 専門家会議は、法務、財務等専門知識に関する支援を行う。
- 4 支援委員会及び専門家会議の組織委員の選出方法、その他の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の成立の日から施行する。
- 2 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 濱島 泉	理 事 清野 守
理 事 立花 勤	理 事 田原 啓一
理 事 今野 吉博	監 事 中島 悅雄
理 事 能登 淳	監 事 日隈 正國
理 事 工藤 邦彦	監 事 三栗谷 章夫
理 事 白澤 一夫	

- 3 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年度の通常総会終了の日までとする。
- 4 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の設立当初の事業年度は、

第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年5月31日までとする。

6 特定非営利活動法人北海道歩くスキー協会の設立当初の入会金及び会費は第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、任意団体の時に会費を納入した会員は法人にした際には、再納入の必要がないものとする。

(1) 正会員	個人	入会金	0円	会費	3000円
	団体	入会金	0円	会費	10000円
(2) 一般会員	個人	入会金	0円	会費	2000円
	家族	入会金	0円	会費	3000円
	団体	入会金	0円	会費	5000円